

受動喫煙のない社会をめざしましょう！

～健康増進法の一部を改正する法律について～

基本的な考え方

1

望まない受動喫煙
をなくす



2

受動喫煙による
健康影響が大きい
子ども・患者等に
特に配慮



3

施設の類型・場所
ごとに対策を実施



★詳細については、「なくそう！望まない受動喫煙」で検索するか、
右のQRコードをご確認ください。（QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です）

学校・病院・児童福祉施設等、行政機関

2019年7月1日から 敷地内禁煙^{※1}となります

※1 特定屋外喫煙場所（屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた喫煙場所）
を設置することができます。特定屋外喫煙場所の設置には、

- 区画されていること
 - 喫煙場所である旨の標識を掲示していること
 - 通常、人が立ち入らないような場所に設置していること
- が必要です。

<該当施設例>

学校、病院、診療所、助産所、薬局、介護老人保健施設、
介護医療院、児童福祉施設、認定こども園、行政機関の庁舎 等



旅客運送事業自動車（タクシー等）、航空機

2020年4月1日から 禁煙 となります（車内・機内）

※裏面に続きます

飲食店※²・事業所・工場・ホテル・旅館など多数の者が
 利用する施設、旅客運送事業船舶・鉄道

ただし、ホテル・旅館の客室等、居住場所は適用除外です

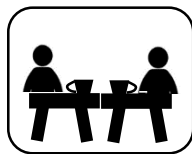
2020年4月1日から

原則屋内禁煙 となります

(喫煙専用室 (基準あり) 内でのみ喫煙可)

いずれかを
 選択できます

○屋内禁煙



or

○喫煙専用室設置



or

○加熱式たばこ専用の
 喫煙室設置



掲示義務

掲示義務

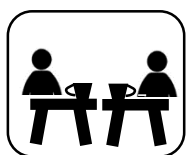
室外への煙の流出防止措置

※² 飲食店について (2020年3月31日までの既存の飲食店が対象です)

個人または中小企業 (資本金または出資総額5,000万円以下) かつ客席面積が100㎡以下の場合には経過措置が適用されます

いずれかを選択できます

○屋内禁煙



or

○喫煙専用室設置



or

○加熱式たばこ専用の
 喫煙室設置



掲示義務

○喫煙可能



掲示義務

掲示義務

室外への煙の流出防止措置

注意事項 (共通)

- 全ての施設で喫煙可能な部分は客・従業員ともに**20歳未満は立ち入ることができません**
- 喫煙禁止場所で喫煙した場合、不適切な喫煙器具・設備の設置をした場合等、義務違反があった場合は**罰則の対象**となります

問い合わせ先 (受動喫煙防止対策に関する相談窓口)

お住まいの市町村	問い合わせ先	住所	電話番号
奈良市	奈良市保健所	奈良市三条本町13-1	0742-93-8392
大和郡山市、天理市、生駒市、生駒郡、山辺郡	奈良県郡山保健所	大和郡山市満願寺町60-1	0743-51-0196
大和高田市、橿原市、桜井市、宇陀市、御所市、香芝市、葛城市、磯城郡、宇陀郡、高市郡、北葛城郡	奈良県中和保健所	橿原市常盤町605-5	0744-48-3034
五條市、吉野郡	奈良県吉野保健所	吉野郡下市町新住15-3	0747-52-0551